

平成29年12月12日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	朝 日 将 貴	2 番	江 崎 貴 大
3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
5 番	永 井 利 明	6 番	鈴 木 みどり
7 番	那 須 英 二	8 番	三 宮 十五郎
9 番	早 川 公 二	10 番	平 野 広 行
11 番	三 浦 義 光	12 番	堀 岡 敏 喜
13 番	炭 竈 ふく代	14 番	佐 藤 高 清
15 番	武 田 正 樹	16 番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

4 番	高 橋 八重典	5 番	永 井 利 明
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	鈴 木 浩 二
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水 谷 みどり
監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	庁 舎 建 設 長 準 備 室 長	伊 藤 重 行
秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人	危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 野 智 雄	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
環 境 課 長 兼 十 四 山 支 所 長	柴 田 寿 文	福 祉 課 長	山 下 正 巳

児 童 課 長	大 木 弘 己	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長 兼 十 四 山 総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	村 瀬 修
商 工 観 光 課 長	大 河 内 博	土 木 課 長	伊 藤 仁 史
下 水 道 課 長	小 笠 原 己 喜 雄	生 涯 学 習 課 長 兼 十 四 山 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 館 長	安 井 文 雄
図 書 館 長	山 田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 石 田 裕 幸 書 記 土 方 康 寛

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第43号 海部地区環境事務組合理約の変更について
- 日程第 3 議案第44号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第45号 弥富市運動広場条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第46号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第47号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 7 議案第48号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第49号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第50号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 議案第51号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、高橋八重典議員と永井利明議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第43号 海部地区環境事務組合規約の変更について

日程第3 議案第44号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第45号 弥富市運動広場条例等の一部改正について

日程第5 議案第46号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について

日程第6 議案第47号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第7 議案第48号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第49号 平成29年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第50号 平成29年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第51号 平成29年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第2、議案第43号から日程第10、議案第51号まで、以上9件を一括議題とします。

本案9件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

私が質問させていただく議案は、議案第45号弥富市運動広場条例等の一部改正についてでございます。

今回の利用区分の変更によって、市在住の方や在勤者以外の者の利用という区分が削られることによって、市民の方もグラウンドの使用料が取られることになっていきますけれども、これは今どれぐらいの増収を見込んでおりますか。まずお答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） おはようございます。

今回の弥富市運動広場条例等の一部を改正する条例につきましても、もともと各公共施設の屋内施設の利用者の方々からは、原則使用料を負担していただいていたにもかかわらず、グラウンド屋外施設については、市内利用者の利用料金設定がなされていませんでしたので、条例の一部改正を提案させていただきました。

この使用料は、利用者がその施設を利用することによって受ける利益またはサービスの対価として負担していただくものです。このことにより公共施設の使用料の適正化を図り、全ての公共施設の利用者の公平性を確保するものであります。

増収の見込みでございますが、現在の公の施設の利用料の減免に関する規定に基づきますと、少年を対象とした活動をしている団体が少年を対象に使用するときには免除、教育委員会に登録された団体等、これは主に大人の団体になりますが、2分の1相当額を減額いたしております。

今回はその減免規定を一部見直し、少年を対象に使用するときには9割を減額し1割分を、教育委員会に登録された団体等——主に大人の団体でございますが——については8割を減額し、2割分を徴収させていただきたいと思っております。そういたしますと、合計で300万円程度増収になると見込んでおります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、300万円程度ということで、実際にはどれぐらいの利用があるかということで伺いたったんですけど、今すぐ出ますかね。出なければまた後で、多分しゃべるとすごい時間が、個々にやっていくと大変なものですからあれだと思うので、利用時間の平均とかはわかりますか。ざっくりでもいいですけど。わかれば出してもらって、まずいようだったらまた後で伺いますけど。300万円程度ということなので、どの部分があれでということであければいいですが。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 時間は集計した表がありますので、ちょっと後ほど答弁させていただきますが、まず金額的な内訳なんですけれども、少年を対象とした分で77万円程度、それから登録団体の大人の方、180万円程度。

総合福祉センターのほうの多目的グラウンドもあるものですから、そちらで約47万円程度。

時間については、ちょっと後ほど答弁させていただきます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、減免はあるとはいえ、現行制度もこれと同時に変えるということになってくるんですか。それともちょっと時期をずらしてという形で。減免規定の変更自体は、今のこれには入っていないですね。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 条例の施行は、30年4月1日でございます。それにあわせて、減免規定を見直したいと思っています。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） じゃあ、減免規定のほうは、また議案で出てくるということですか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 減免規定につきましては議案ではございませんので、また委員会のほうでお話をさせていただきたいなと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） はい、わかりました。

そうしますと、減免規定もなぶるということなので、少年野球や老人会等のグラウンドゴルフの利用だったり、また子ども会が例えばドッジボール大会などでグラウンドを使用したというような状況になった場合は、これは利用料としては発生するのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 今回改正を提案いたします条例は6つございます。

それぞれの使用料の減免について、特別の事由があると認めたときは使用料を減額し、または免除することができると規定されております。したがって、今回の条例改正では、グラウンドを利用する場合、原則として全ての利用者から使用料をいただくことになります。

各条例で規定するこの特別な事由を公の施設の使用料の減免に関する規定で定めて減額免除をさせていただくことになるわけですが、そのようなことから、先ほども答弁させていただきましたが、減免規定を一部見直し、少年を対象に使用するときには1割分の負担と、教育委員会に登録された団体、大人の方などでございますが、8割を減額し、2割分の負担というような形で徴収をさせていただきたいと考えておりますので、いずれの場合も使用料を徴収させていただくことになります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、特別の事情がある場合とおっしゃいましたけれども、この特別な事情に当たる部分はどのあたりになるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 公の行事で使う場合とか、あと済みません、先ほどの答弁をちょっと訂正させていただきますけど、公の団体などは免除ということになっておりますので、例えば子ども会でありますとか、女性の会でありますとか、小・中学校のPTA、文化財保存会、福寿会、文化協会、体育協会などは免除となります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） じゃあ公の団体ということで子ども会等は免除されるということでございますので、少しは安心させていただきましたけれども、しかし、市民の健康推進や子供たちのスポーツ活性、さまざまなリトル団体があると思うんですけど、そうした民間の団体のほうは多分免除されませんよね。

そうしますと、やっぱりせっかくのスポーツ振興ということで、ここの第1次総合計画の

中にもありますけれども、「人が輝き文化が薫るやとみ」ということで書いてありますし、また、スポーツ振興として輝けているものもあります。健康づくりの観点でもその充実をさせていくということも書いてありますけれども、そういうことで書いてあるにもかかわらず、こうした料金が発生することによって、せっかくのスポーツ活性や健康推進の活性が妨げにならないかということで私は心配しているわけでございますので、健康推進やスポーツ振興を推奨している弥富市として、ぜひ今までどおり楽しんでもらったほうがいいのではないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 本市では、健康づくりを意識し、健やかで心豊かに暮らすことができるよう健康都市宣言を平成28年度に行いました。これを契機に、健康づくり推進協議会を立ち上げ、人がみずから健康を維持・増進する上で重要なこととして運動をメインテーマとし、その基礎となる要は睡眠をサブテーマとして位置づけ、健康長寿日本一を目指し、市民が健康づくりに取り組もうとするプランを策定いたしました。

これにより介護予防であったり、健康寿命を延ばすため日常生活の中で体を意識して動かすことを心がけるなど、さまざまな団体と協力しながら健康推進に取り組んでまいります。

また、スポーツの振興におきましても、日ごろより御尽力をいただいているスポーツ推進委員、体育協会を初め各種団体の皆様の御協力のもと、本市では小・中学生から社会人、高齢者まで幅広く活躍されており、数多くの市民の方々が全国大会レベルの競技に出場をされております。

今年度は、インディアカの競技におきまして、世界大会がポーランドで開催され、出場された方もお見えになりました。今後も引き続き、スポーツの力で明るく元気な弥富市を堅持していきたいと考えております。

しかし一方で、各種施設の老朽化問題などを抱えているのも現実でありまして、施設の大規模改修や修繕に膨大な予算が伴います。グラウンドに関しましても、備品やネットなどかなり傷んでおり、早急な対策を講じなければなりません。

この条例改正で、利用される市民の皆様に御負担を申し上げることになりますが、市民の皆様が安心・安全な利用ができる施設を維持することがスポーツを振興する上で重要なことと考えており、今回の条例改正に御理解を賜りたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 年間を通して300万円程度で改修するというところで、せっかくこうしたスポーツをしていくことにおいて、健康寿命が延びていくということで、先ほども部長の答弁にもあったわけでございますよね。やっぱり健康寿命を延ばすことによって、逆にそうした医療費の削減であったり、そうしたプラスのメリットもございまして、それはやっぱり

300万円程度なら度外視できるような気がいたしますけれども、その辺も考えていただきたいなと思っているわけでございます。

また、こうやってグラウンドの使用料が上がると、民間の団体だと今、公的な団体だと使用料は免除されるということでございましたけれども、例えば民間の団体でありますと、会費が上がったりとかする可能性だってございますし、またこのグラウンドの使用料は毎回徴収するんですか。どういうふうに、誰が徴収することになるんですか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 使用料につきましては、利用に当たって申請をいただくときに同時に徴収をさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、今までだと無料で使わせていただいていたので、そういう方々が使わせていただいているということで、その後清掃等もしっかりとしてくれたと思うんですけど、やっぱり有料になると、お金を払っておるでいいかということで、そういう意識が希薄化していく可能性だってあると思うんですね。維持管理の面からだって、ぜひ現状維持していただいてやったほうが私はいいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 屋外、屋内にかかわらず、施設の利用については、利用後は現状復帰といいますか、きちんと利用前の状態に戻していただくということについてはお話をさせていただいておりますので、そういった無責任な利用をなさる団体はないというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 要するに、今まではそういう無料だったものですから、使わせていただいているという部分がやっぱり大きかったのかなと思うんですが、有料化になるとそういう意識が薄れないかということの心配でございますので、そこはそんなにメインじゃないんですけれども。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げますけれども、今回は屋内の施設を利用されている方と屋外の施設を利用される方について、やはり公平感がなきゃいかんということが大前提であります。

そうした形で、今までは屋外については無料という形で利用していただいていたんですけども、中にはいわゆるただその時間だけを無料だから押さえてしてしまって、後で利用していないという方もたくさんお見えなんですよ。そういうことも防いでいきたい。本来、

本当に利用される方が利用できないような状況を排除していきたい、そういうこともあるわけです。

そして、今回の減免規定におきましては、相当額の減免をとという形の中でスポーツの振興が妨げにならないような形でしっかりと考えたつもりでございますので、十分御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに最初に聞いた減免制度よりもさらに減免を残すという形でというふうに先ほど聞いて、ああそういうふうに変ったんだということになりましたけれども、ただ、本当にせっかく各種団体がいる中で、やっぱりそういった団体が、公的な団体だったら確かに今残すということで減免を残すということでもいいんですけども、リトルリーグだったり、サッカーのチームだったり、そういうクラブ活動等を民間でやっていただいている団体の会費等もかかわってくるのかなと思うと、やっぱりちょっと少しそういった心配も残るわけでございますので、ぜひ300万円程度ならここは頑張っていたきたいなと思いたいが。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回、私どもは平成29年度行政改革元年という形の中で皆様のほうにもお知らせをさせていただいております。そういった形の中でさまざまな行革を進めていきますけれども、一挙に大幅に行革をするということは、やはり市民の皆さんに対してもいろいろと不都合な点も出てくるだろうということを十分考えているつもりでございます。そうした形で、300万円ぐらいだったらという言葉自体が、私は那須さんの意見としておかしいんじゃないかというふうに思っております。

やはりそういう形の中でも、改善という形に対して我々は努力していかなきゃならないということを議会議員の皆さんと一緒に進めていかないと行革なんかできませんよ。そういうことを十分、300万円だからとか、300万円だったら無料にしたほうがいいんじゃないかと、そういう発想自体がおかしい、そういうことを十分御認識いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） やじがうるさいですけども、私が言いたいのは、その300万円をとるか、じゃあ健康推進で健康寿命を延ばすのかと、こういう話でありますので、300万円の部分を使って健康推進になれば医療費が削減できると、こういうことを見込んでお話しさせていただいておりますので、行政としては目に見える形はそうかもしれませんけど、人の健康は目に見えない部分なので、なかなかその計算はしづらいと思うんですけども、スポーツ振興ということでせっかく掲げて、そういった意味合いでこの総合計画がつくられて、行っていると思うんですね。そこをみずから自分の言葉を覆すような形で、こ

うしたスポーツ振興の妨げになる可能性があるものやっていくのはどうかという話なんです。

だから、一概に300万円程度だからとかそういうことではなくて、やっぱり健康との兼ね合いの中で考えてほしいということなんです。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） もちろんスポーツは振興と健康というのは切り離せないというふうに思っておりますよ。

しかし、その300万円の内訳はまた具体的な表をもって議員各位にはお示しをさせていただきたいと思いますけれども、それはすごい数の団体があります。そうした形の団体の合計で午前の部、午後の部、1日使用という形の中で、その料金体系が出てくるわけですけど、やはり2割負担というような状況の中においては、私としては今回お願いできる範囲ではないかというふうに思っておりますので、スポーツの振興の妨げになるようなことはないと思っております。

こういった形の中で、いわゆる減免ということに対しても、行政は努力してくれたんだなということに対して評価もいただきながらスポーツの振興を我々としては進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員にお願いしておきます。

同一質疑は3回までですので、よろしくお願いいたします。

○7番（那須英二君） はい。

確かに減免は当初発表より大きく改善された部分もあるので、その部分は私としては一定評価できる部分でありますけれども、やはりそうしたことにおいてはちょっとまだ、私としてはやっぱり不安が残りますので、質問はこれで終わりますけれども、それだけ伝えて私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 先ほどの利用時間でございますが、ソフトボール、野球などは1日当たり8時間ぐらいの利用ということです。

それを1カ月当たり年間という集計をして今回の料金設定に年間の時間数を掛けたものと、テニスコートにつきましては大体平均ですが1回当たり2時間から3時間、そういった時間になります。

それから、今回の利用料の設定につきましては、重立った団体とは相談をさせていただきました。そんな中で、やはり無料はということをおっしゃってみえる団体がほとんどでした。しかしながら、あとは全体の負担がどうなるかというお話をさせていただいた中で、先ほど申し上げた減免規定でいこうというふうに決めさせていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 終わります。ありがとうございます。

○議長（武田正樹君） 他に質疑の方はいませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認め、本案9件はお手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時23分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 高 橋 八重典

同 議員 永 井 利 明